

第2回地下水涵養指針等改正検討部会

議事概要

1 日時

令和5年（2023年）5月19日（金）午後2時から午後3時40分まで

2 場所

くまもと森都心プラザ A・B会議室
（熊本市西区春日1丁目14番1号）

3 出席者

- （1）地下水涵養指針等改正検討部会
委員10名中8名出席（オンライン出席を含む）
- （2）事務局
熊本県環境生活部環境局12名
- （3）傍聴者等
傍聴者1名、報道関係者11名

4 議題

- （1）地下水涵養指針の改正について
- （2）地下水採取量を超える涵養を促す取組みの検討

5 議事概要

各議題について事務局（環境立県推進課及び環境保全課）から説明した後、委員から意見及び質疑応答を行った。

主な質疑の概要	
	<p>（1）地下水涵養指針の改正について 新規井戸、更新井戸の取扱いが複雑であったことから、事務局で、分かりやすく整理するように、指摘されていたため、当該整理を踏まえた修正案を、資料6～12ページを基に説明。 採取量が増加する井戸は見合う量の涵養を義務化。採取量が増加しない更新井戸や、既存井戸については、涵養は努力義務扱い。</p>
部会長	<p>前回のこの会議での指摘を受けて、新たな案の提示があった。 前回と比べるとシンプルになり、懸案事項はクリアした。前は一定規模以上の事業者に関しては更新の場合にも採取量に見合う量の涵養を求める案だったものが、努力義務で良いだろうという形に落ち着いた。</p>

委員	<p>前回の部会でグラフの描き方でうまく整理できるのではないかと提案をしたが、今回の資料（８ページ）を見ると、思っていたほどうまくいかないことが分かった。</p> <p>ご提案のとおりとするのが、最も現実的ではないかと考えている。</p>
委員	<p>前回の部会を受けて資料を検討してもらい、シンプルでわかりやすくなっていると感じた。</p> <p>今後、地下水の実態を踏まえて検討すると思うが、現状では地下水が極端に下がっているという状況にはない。４～５年ごとに大雨が降ると回復するという変化をしているので、現状では、この事務局案で問題ないと思っている。</p>
部会長	<p>新規に井戸を掘削する場合は、既存の業者もこれから新しく来る業者も同じように義務として採取量と同じ量の涵養をなささいということ。既存の業者については、今までどおりの量プラスアルファは努力義務で結構という今回の提案が出された。</p>
事務局	<p>１点補足をしたい。</p> <p>既存の事業者で取水量が増えない場合については、今の涵養量プラス努力義務ということだが、新たに井戸を掘り、取水量が増える場合は、その分については、取水量に見合う量を涵養してもらう。</p> <p>既存の事業者、新規の事業者ともに増える場合は涵養してもらう、増える場合か、増えない場合かという整理となっている。</p>
部会長	<p>シンプルにまとめたことと、委員から基本的に了解という声もあることから、事務局案のとおりで了承ということとしたい。</p>
<p>（１）② その他の検討事項について、採取量の１割を目標涵養量とすることを前提にした規定の見直しについて、資料１２ページ、涵養指針新旧対照表を基に説明。</p>	
部会長	<p>提案であるが、「地下水財団」という古い名称が書いてあるが、「(公財)くまもと地下水財団」と正式名称を書いた方が良いのではないか。</p>
事務局	<p>改めたい。</p>
委員	<p>金額について、これまで部会の中で決められていたものを今後は地下水財団が決めることができるという考え方になる可能性もある。</p> <p>どこが歯止めをかけるのか、どの金額にするかの議論をどの場所でやるのかについて、決まっているのか。</p> <p>指針に従う事業者にとって、いくらになるか予想もつかないというのは健全ではないため、伺いたい。</p>
事務局	<p>地下水財団は公益財団法人であるため、収益を得るということではできない。</p> <p>そのため、地下水財団としてもこの事業で収益を得るわけではなく、必要経費だけをいただくということになる。ただ、必要な経費がどの額かわかりにくいので、前年度の決算で明らかになった数値に基づき単価を設定、公表するという形でどうかと財団と協議している。</p>
委員	<p>形式的には、これまでこの部会で議論し金額が決まっていたが、その権限が部会から外れる。事業者にとっても、市民にとっても不利益にならないことが担保できる場合に限り、部会として財団に権限を</p>

	委譲するという手続きになるのではないか。
事務局	<p>地下水財団は、熊本地域の全市町村の副市長等が理事となっており、また、熊本地域の地下水を守る行政の職員が議論しているものであるため、不当な金額が設定されるといったことはないと考えている。</p> <p>地域の行政の担当者にとっても、高い金額になれば地域の企業にとって涵養が大変になることになり、地域の行政によって歯止めをかけることができる。</p>
部会長	私も地下水財団の理事であるが、毎年、理事会で決算報告、予算報告、監査報告が行われている。そうしたところで、不当な利益を上げていないかチェックができると理解している。
委員	金額が決まっていたものがなくなるということであるが、現状、寄付の形を利用している事業者は多くあるのか。
事務局	10事業者には満たない程度である。
委員	既存の事業者についてもこの金額は変わるのか。
事務局	<p>実際、地下水財団は現状赤字となっているため、見直さなければならぬと考えている。</p> <p>「取水量に対し 0.3 円」となっているものを、「涵養に必要な事業費」ということで改正を考えている。</p> <p>これまでお願いされていた方がどれだけの涵養量を希望するのかによって、仮に 10,000m³ 取水していた方は、現在は 10,000m³ × 3 円で 3 万円となるが、改正案では、10,000m³ × 単価、仮に 4 円に上げなければならぬとなれば 4 万円となる。</p>
委員	現状の事業者に対しても変動するということか。
事務局	今の事業者にとっても、引き続き 1 割の涵養をするのであれば、量は変わらないが、単価が上がった場合は、その分全体の負担額は増えてしまうということになる。
部会長	<p>その部分は努力義務としては 1 割に対し、地下水財団に例えば 2 割寄付するとした場合は、努力義務の一つとして考えてよいのか。</p> <p>既存の業者はまず 1 割を出してもらえればルール上は OK ということか。</p>
事務局	そのとおりである。
部会長	<p>議題 1 については了承としたい。</p> <p>以降の細かいやり取りや提案は、部会長に一任ということで認めていただきたい。</p>
<p>(2) 地下水採取量を超える涵養を促す取組みについて、前回部会で、事務局で整理・提示し、部会で審議すると指示されたため、資料を整理し説明。</p> <p>環境アセスメントでは、条例で指定する地下水保全地域について、地下水保全の観点から、面積要件を 50ha 以上から 25ha 以上に対象を広げているが、取水量を超えて地下水涵養に取り組む事業者については、(地下水保全に着実に取り組むため)、50ha 以上の基準に戻すもの。事業者の取水量を超える涵養の実施を促す。</p>	
部会長	今回地下水保全地域のうち重点地域については、新たな井戸掘削に伴って採取許可を求める場合、採取量に見合う涵養をしてもらうとい

	<p>う新たなルールができる。そのことを踏まえ、地下水保全に確実に取り組む者については、アセス条例の要件25ha以上だったものを少し緩め、50ha以上にする。ただし、緩めるためには地下水に関する様々な取組みを申請し、認められた場合に要件を緩めるという提案である。</p> <p>したがって、25ha以上の要件をやめるという提案ではなく、要件を満たした場合にその他の地域と同じ50ha以上に緩めるということになる。</p> <p>そういった提案であるが、いかがか。</p>
委員	<p>事業者への確認事項と県が求める対応として「地下水以外の環境影響」とあるが、これは地下水とどのような関係があるのか。</p>
事務局	<p>開発事業を行うにあたっては、地下水涵養は行うにしても、その事業によって他の環境の問題が出てくる可能性もある。</p> <p>地下水涵養をしっかりとったとしても、例えば騒音がすごく出て周りの方が迷惑するということがあれば、容認できない可能性があるため、地下水以外の環境要素も含めて審査したいという意図である。</p>
委員	<p>地下水の採取に伴って騒音が出るといったことではなく、事業の立地そのものによる騒音ということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
部会長	<p>アセスをしなくても良いが、何でもありではないということか。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>インセンティブのうち、顕彰制度は、今でも要求している以上に十分涵養している事業者がいるから素晴らしいという表彰をするということは分かりやすい。</p> <p>アセスについて緩和をするということは、現在の事業者は関係なく、新たに開発をする事業者が、例えば40ha程度の開発をしようとしたときに、この条件を満たしたら申請ができる、アセスメントをしなくて良いということになる。</p> <p>それは、水に関するアセスメントであり、それ以外の項目についてはアセスメントをしなければならないのか。</p>
事務局	<p>自主的な地下水涵養の取組みを促すという目的で、取水量を超えるような十分な地下水涵養をしている場合は、アセスメントの基準を通常に戻すことで、アセス自体の対象から排除するというもの。</p> <p>地下水だけアセスメントがないという意味ではない。</p>
委員	<p>なぜ50haを25haにしていたかということ、地下水保全のためであり、地下水について十分な涵養を行う事業者については、厳しくする理由が無いので、通常地域と同じ、50ha未満であればアセスメントをやらなくても良いという理解か。</p>
事務局	<p>そのとおりである。</p>
委員	<p>緩和のための要件に、実施状況報告書とあるが、事業開始後1回だけ提出することになるのか。</p>
事務局	<p>1回だけでは分からない部分もあるため、複数年度にわたって提出を求めることを想定している。</p> <p>元々地下水の採取許可を有している事業者は、地下水保全条例に基</p>

	づく実績報告を行っているため、そうした仕組みを活用して年度ごとの確認をしていきたいと考えている。
委員	そこで問題があった場合の措置は何か決まっているのか。
事務局	アセス条例に罰則はないが、従わない場合は、勧告や命令、公表といった規定がある。条例の解釈は必要ではあるが、約束が守られなかった場合は、そうした規定を活用した対応を検討したい。
委員	アセスには3～4年かかるが、緩和の要件となる敷地外涵養の有効性や周辺影響の確認等は、それより短期間で可能なのか。
事務局	場所次第である。十分な涵養実績や地下水の採取など、過去のデータの有無で大きく時間が変わってくる。 全く何のデータもない場合、3～4年かかることはないと思うが、期間を要することはある。
委員	証明するための調査やデータの取得は事業者が行うのか。
事務局	事業者が行う。
委員	アセスメントの緩和の要件は、あくまで開発する土地の面積であり、どれだけの水をくみ上げる計画なのかは直接的には入っていないが、涵養を十分にやっていたらよいということになるのか。 実際には、使う水をどれだけ節約しているかによりインセンティブを与えるかどうかという議論になっており、分かりにくいのではないか。
事務局	使う水の節水、地下水をできるだけ使わないような方策については、促していきたいと考えている。 かなりの面積を開発する事業の場合は、失われる涵養量が大きいため、それ以上の涵養をやってもらうことの意義は大きい。元々あった涵養をさらに超える涵養をしてもらえば、差し引きとしてはプラスになるため、そうした考えをもって促していく。
委員	開発面積によって失われる涵養量と、取水する地下水と両方考えなければならないということか。
事務局	そういうことである。
部会長	先ほどの地下水涵養指針の見直しでは揚水量に見合う量の涵養を求めていたが、今回のアセスの改正では、さらに開発面積で失われる涵養量もさらに上乘せした状態で、初めて25ha以上を50ha以上に緩めてよいという位置づけになる。 基本的には、重点地域で新たな企業が揚水を行うときに、メリットとしてそれまでのアセスの規定の25ha以上を緩めることになるため、企業は進出しやすくなる。その代わりに地下水に関しては、揚水量は相当量、さらに開発で失われた涵養域減の分の涵養を行うことになる。 新たに進出してきた企業は、涵養量としては、自社の揚水する分に見合う涵養量プラス土地利用が変わったことによる涵養量の両方の涵養を新たに模索しないといけないということになる。
部会長	顕彰制度についても審議の対象か。
事務局	顕彰制度については、例えば、くまもと環境賞といった既存の表彰制度や一般的な施策の中で可能と考えている。

<p>部会長</p>	<p>それではこの形で進めたい。 用意された二つの議題について、事務局の提案が了承されたが、細かい部分については、部会長が対応するということで進めたいが何かあるか。</p>
<p>委員</p>	<p>部会としては前向きの保全対策としてまとまった。 地下水は熊本では喫緊の課題であると思うため、施行を速やかに行っていただきたい。</p>
<p>(3) まとめ</p>	
<p>部会長</p>	<p>部会としては最後になると思われるため、一言申し上げたい。 私が今回座長を務めている経緯としては、10年前の地下水保全条例の改正のときも座長をした関係もある。 2012年、前の条例改正で10%の目標涵養量というのを決めた当時とは、国や地方の地下水に対するアプローチがかなり変わった。 2012年当時は国の地下水に対する法律はなかったが、その後2014年に水循環基本法ができ、基本計画が2016年に、その5年後の2021年には地下水条項ができた。 地下水を水循環の中に位置づけながら持続的に使わなければいけない。地下水は地域によって特性が異なるため、地域に応じた運用策を講じて持続的な利用を図りなさいということ国が決める流れができ、それに基づいて県の条例を作れるようになった。 10年前は国の法律がないのに、県が独自に条例を作って、揚水量の10%涵養をなさいというかなり踏み込んだ取り決めをしたが、現在は国の法律の下で認められているという状態になった。そういう意味では世の中の流れが、地下水の持続的な管理に向いてきている。 その中で、熊本は地下水を保全するために一歩踏み込んで、新たな揚水制度を設けて、10%ではなく揚水量全量相当の涵養をするというかなり強い政策であるが、それをやろうという判断をされた。地下水を持続的に使うという意味では、意義があると私は評価している。 ただ、この部会に参加した方はデータを見て実態を理解されていると思うが、熊本地域の地下水の使用は、実は水道事業が7割を占めている。今回の議論は、それ以外の企業体が水を取水するときに厳しくしようという話だったが、実は皆さんが飲んでいる水の方がはるかに多い。 水道事業者も涵養をしているが18%くらい、片や企業は19.2%で、ものすごく頑張っているのに比べると、水道事業者は1割を満たすという状態はキープしているものの、それほど大きな数字ではない。 今回新しくルールができて、既存の事業者に対しては努力義務ということなので、水道事業者が100%にすることにはならないと思うが、それでも地域の地下水を守っていくという意味では、地下水を使うユーザーとしては使った量に対する何らかの還元をなさいというのは同じだろうと思う。 地下水利用者は、水道事業者という事業者が使っているわけではなく、それを配って住民が使っているものなので、住民が自分たちの使</p>

	<p>っている水を守るという意識を強く持ってもらいたい。雨水の浸透や貯留など、いろいろな方法で水を使わなくしたり、地下水を強化したりといったいろいろな仕組みがあるため、間接的に地下水を水道用水として使っている住民もこの機会に意識を変えていただき、地域の水を大事にしてほしい。熊本は福岡と比べると水の使用量が多く、渇水期でも水道が止まることはないという恵まれた地域であるが、有限の水資源であるとの意識を持ってもらい、地下水の持続的利用に協力してもらえると良いと考えている。</p> <p>感想ではあるが、このような言葉でまとめにしたい。</p>
--	---

※配付資料

- 第2回地下水涵養指針等改正検討部会 次第等
- 地下水涵養指針の見直しについて
- 地下水の涵養の促進に関する指針（新旧対照表）
- 地下水取水量を超える涵養を促す取組みの検討